

## 第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### ①田原市における中心市街地活性化の推進体制

本市では、本計画の取りまとめ、国をはじめとする関係機関との協議・調整は、都市建設部街づくり推進課と産業振興部商工観光課が総括し、庁内の関係部局との連携、調整を図りながら中心市街地の活性化を推進している。

#### ②田原市における庁内連絡調整会議等の設置、活動状況

本市では、本計画の策定及び各施策事業の推進を図るための組織として、「田原市街地計画庁内策定会議」及び「田原市街地計画庁内検討会議」を設置している。

##### ■田原市街地計画庁内策定会議（副市長及び関係部長により構成）

###### 【構成員】

副市長、政策推進部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、産業振興部技監、都市建設部長、都市建設部建設監、水道部長、渥美支所長、教育部長、消防長、議会事務局長

###### 【開催状況】

回	開催日	検討内容
第1回	平成26年11月25日	田原市街地のあり方、三河田原駅前工場跡地活用の方針
第2回	平成27年4月20日	基本計画の内容、事業概要シートの作成
第3回	平成27年10月5日	基本計画案について

##### ■田原市街地計画庁内検討会議（関係課の主査以下の若手職員によるプロジェクトチーム）

###### 【構成員】

政策推進課主事、経営企画課主任、市民協働課主任、総務課主査、財政課主任、高齢福祉課主査、地域福祉課主任、子育て支援課主任、健康課主査、農政課主査、商工観光課主任、土木課技師、建築課主査、文化生涯学習課主査、防災対策課主査

###### 【開催状況】

回	開催日	検討内容
第1回	平成26年6月13日	田原市街地ビジョン、中心市街地計画の趣旨
第2回	平成26年7月2日	田原市街地の将来像とビジョンの重点テーマ
第3回	平成26年7月18日	田原市街地における各課の施策と課題
第4回	平成26年7月31日	分野ごとの方針の検討
第5回	平成26年9月12日	田原市街地に必要な機能と配置
第6回	平成26年10月21日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用
第7回	平成26年11月18日	三河田原駅周辺の低・未利用地活用への提言
第8回	平成27年1月28日	中心市街地計画の将来像、基本方針、目標 中心市街地の課題認識と実施事業
第9回	平成27年3月26日	空き家活用に関する先進事例の研究
第10回	平成27年7月29日	田原市街地の課題と必要な取組
第11回	平成27年12月15日	田原市街地まちづくりビジョン素案について

### ③地域住民、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場の設置状況

市民意見の反映、地域との合意形成、施策事業に関する関係事業者との調整を図るための組織として、「田原市街地まちづくり会議」及び「田原市街地まちづくり市民会議」を設置している。

#### ■田原市街地まちづくり会議（田原市内の関係団体、事業者の代表等により構成）

##### 【構成員】

田原中部校区コミュニティ協議会前会長、田原中部校区コミュニティ協議会長、  
田原市商工会長、渥美商工会長、愛知みなみ農業協同組合代表理事専務、  
豊橋鉄道株式会社事業部付部長、渥美半島観光ビューロー事業課長、  
アイシン・エイ・ダブリュ株式会社総務部田原総務グループ主担当、  
株式会社あつまるタウン田原代表取締役、  
田原市役所都市建設部長、田原市役所産業振興部長

##### 【開催状況】

回	開催日	検討内容
第1回	平成26年8月19日	中心市街地活性化基本計画の趣旨と策定方針
第2回	平成26年11月28日	中心市街地のまちづくり方針・将来構造と、 三河田原駅前工場跡地活用の方針
第3回	平成27年5月19日	中心市街地活性化の基本方針 基本計画に位置づける事業案
第4回	平成27年10月19日	基本計画案について
第5回	平成27年12月21日	田原市街地まちづくりビジョン素案について

#### ■田原市街地まちづくり市民会議（田原市内及び中心市街地付近の関係団体の代表、中心市街地在住・在勤者のうち50歳代以下により構成）

##### 【構成員】

田原市商工会青年部長、渥美商工会青年部副部長、田原青年会議所理事長、  
渥美青年経済研究会理事長、渥美半島観光ビューロー事務局員、  
豊橋鉄道株式会社営業企画課長、農業経営者（二七の市出店者）、  
まちなか賑わいづくり実行委員会委員、田原まちなか研究会会員、  
みんなのたはら元気ネット会員、清田・福江校区まちづくり推進協議会会員、  
赤羽根まちづくり検討委員、福祉関係事業者、若手事業者（3名）、一般公募（7名）

##### 【開催状況】

回	開催日	検討内容
第1回	平成26年8月25日	田原市街地の魅力と心配ごとの意見交換
第2回	平成26年9月29日	田原市街地の資源図・課題図の作成
第3回	平成26年10月21日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用検討
第4回	平成26年11月18日	三河田原駅周辺の低・未利用地活用への提言
第5回	平成27年1月28日	中心市街地計画の将来像、基本方針、目標 中心市街地の課題認識と実施事業
第6回	平成27年3月26日	空き家活用に関する先進事例の研究
第7回	平成27年7月29日	田原市街地の課題と必要な取組

## [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### ①協議会の概要

【名称】 田原市中心市街地活性化協議会

【設立日】 平成 26 年 8 月 7 日

#### 【構成員】

[法第 15 条第 1 項関係] 田原市商工会長（会長）、田原市商工会商業部会長、

田原市商工会女性部会長、株式会社あつまるタウン田原代表取締役（副会長）

[法第 15 条第 4 項関係] 一般社団法人田原青年会議所理事長、

田原中部校区コミュニティ協議会長、萱町町内会長、新町町内会長、

豊橋鉄道株式会社事業部付部長、田原市都市建設部長、田原市産業振興部長

[法第 15 条第 8 項関係] 渥美商工会長、田原金融協会長、

愛知みなみ農業協同組合代表理事専務

[法第 15 条第 8 項関係（オブザーバー）]

経済産業省中部経済産業局産業部流通・サービス産業課、愛知県産業労働部商業流通課長、

独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部経営支援部審議役、

独立行政法人中小企業基盤整備機構サポートマネージャー、

独立行政法人中小企業基盤整備機構中心市街地活性化アドバイザー

#### 【規約】

（設置）

第 1 条 田原市商工会及び株式会社あつまるタウン田原は、「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年法律第 9 2 号。以下「法」という）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「田原市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）」と称する。

（目的）

第 3 条 協議会は、法第 9 条第 1 項の規定により田原市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第 9 条第 7 項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に必要な事項、法第 4 8 条第 1 項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（活動）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）田原市が作成する基本計画、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- （2）田原市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- （3）田原市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- （4）田原市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- （5）中心市街地活性化のための勉強会、研修会の開催
- （6）田原市中心市街地及び協議会活動に関する情報発信
- （7）前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化に関する施策の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

（構成員）

第 5 条 協議会は、次の者をもって構成する。

- （1）田原市商工会
- （2）株式会社あつまるタウン田原
- （3）田原市
- （4）法第 1 5 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者

(5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者  
(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、田原市商工会会長をもって充てる。

3 副会長は、株式会社あつまるタウン田原代表取締役社長をもって充てる。

4 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(アドバイザー及びオブザーバーの設置)

第8条 協議会は、協議会の活動を円滑に進めるための意見を聞くため、必要なときは専門的知見を有するアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

2 アドバイザー及びオブザーバーの設置及び選任は会長が行う。

(タウンマネージャーの設置)

第9条 協議会は、第3条の目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、認定基本計画を実施するために指導的役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーの設置及び選任は会長が行う。

(会議)

第10条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 協議会
- (2) 運営委員会
- (3) タウンマネジメント会議

(協議会)

第11条 協議会は、第4条の活動について協議、決定する。

2 協議会は、毎年1回以上を開催し、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、規約の改正、役員  
の選任及びその他必要と認める事項を審議する。

3 協議会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

4 協議会は、構成員の半数以上の出席により成立する。但し、構成員が記名した議決権の委任状の提出を  
もって、出席とすることができる。

5 協議会の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

6 会長は、構成員の3分の1以上の者から協議会開催請求があるときは、会議を招集しなければならない。

7 協議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、協議会の運営及び第4条の活動に係る方針について協議し、協議会に提案をする。

2 運営委員会は、田原市商工会、株式会社あつまるタウン田原、田原市それぞれから選任されたものをも  
って構成する。

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が指名する者が議長を務める。

4 運営委員会は、田原市商工会、株式会社あつまるタウン田原、田原市の出席をもって成立する。

5 運営委員会の議事は、出席者全員の同意により決する。

6 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(タウンマネジメント会議)

第13条 会長は、前条第1項の協議に必要な場合は、タウンマネージャーに対しタウンマネジメント会議  
の開催を委任するものとする。

2 タウンマネジメント会議は、第4条の活動に係る専門的な調査、研究及び関係者との事業調整等を行う。

3 タウンマネジメント会議の構成員は、会長の承認を得てタウンマネージャーが選定する。

4 タウンマネジメント会議の招集及び議長はタウンマネージャーが行う。

5 タウンマネジメント会議の協議並びに検討の結果は、運営委員会に報告しなければならない。

(協議結果の尊重)

第14条 協議会の構成員は、協議会における議決事項並びに協議結果について尊重しなければならない。

<p>(会計)</p> <p>第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、協議会設立年度については、設立日から直近の3月31日までとする。</p> <p>2 協議会の収入は、負担金、寄付金、補助金、その他の収入とする。</p> <p>3 協議会の支出は、協議会の運営に必要な経費とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第16条 協議会の事務及び会計を処理するため、田原市商工会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局の運営に必要な事項は、田原市商工会及び株式会社あつまるタウン田原が共同で処理する。</p> <p>(解散)</p> <p>第17条 協議会を解散する場合は、協議会において構成員の4分の3以上の同意による議決を得なければならない。</p> <p>2 解散の時に残余財産が存する場合は、協議会の議決を得て、田原市商工会及び株式会社あつまるタウン田原がこれを清算する。</p> <p>(規約の改正)</p> <p>第18条 この規約は、協議会の議決により改正できるものとする。</p> <p>(構成員名簿及び規約の公表)</p> <p>第19条 協議会の構成員名簿及び規約は、法第15条第3項の規定に基づき公表する。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成26年8月7日から施行する。</p>
--

## ②開催状況

年度	回	開催日	検討内容
平成26年度	第1回	平成26年8月7日	設立総会
	第2回	平成26年12月19日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策
	第3回	平成27年2月25日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策 中心市街地活性化の基本方針と主な事業
平成27年度	第1回	平成27年5月13日	三河田原駅周辺の低・未利用地活用方策 基本計画の骨子・たたき台について
	第2回	平成27年10月28日	基本計画案について 法第9条第6項に基づく意見書の提出
平成28年度	第1回	平成28年5月13日	田原市中心市街地活性化基本計画について
	第2回	平成28年10月14日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更 について
	第3回	平成29年1月24日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更 について
平成29年度	第1回	平成29年5月22日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗 状況について
	第2回	平成29年9月12日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更 について
	第3回	平成29年10月27日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗 状況について
平成30年度	第1回	平成30年5月14日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗 状況について
	第2回	平成30年6月21日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更 について
令和元年度	第1回	令和元年6月11日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗 状況について
令和2年度	第1回	令和2年6月19日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗

			状況について 田原市中心市街地活性化基本計画の変更 について
--	--	--	--------------------------------------

### ③法第 15 条各項の規定への適合

- ・第 1 項に基づき、まちづくり会社である「株式会社あつまるタウン田原」（田原市出資比率 50%）、  
「田原市商工会」が構成員となっている。
- ・第 3 項に基づき、協議会の設立、構成員の氏名・名称、規約、会議の開催状況を、株式会社あつ  
まるタウン田原ホームページにて公表している。
- ・第 4 項に基づき、田原市（都市建設部、産業振興部）が協議会の構成員となっている。
- ・第 7 項に基づき、中部経済産業局、愛知県、独立行政法人中小企業基盤整備機構がオブザーバー  
として協議会に参加している。

### ④基本計画に対して協議会から提出された意見書

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の案を平成 27 年度第 2 回協議会に提示し、意見の聴取を行った。  
計画の内容に関しては承認されたが、計画の推進方法に対し、下の付帯事項が提出された。

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、  
理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議  
会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

平成 27 年 10 月 28 日

田原市長  
山下 政良 様

田原市中心市街地活性化協議会  
会長 河合 利則

#### 田原市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

##### 1・意見

田原市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）については協議の結果、当協議会  
として、下記の付帯事項を申し添えの上、概ね妥当であると判断いたします。

##### 2・付帯事項

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、  
理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議  
会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

以上

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成28年10月12日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]

田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成29年1月23日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]

田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成29年9月7日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]

田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成30年6月11日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]

田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を令和2年6月19日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]

田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

#### (a) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施の状況

国勢調査、経済センサスを中心とした統計データを活用しながら、本市及び中心市街地の現状、課題を整理し、ニーズの可能性を分析している。(第1章[2]参照)

その結果、これまでは田原市の人口減少や商業の衰退に対し、中心市街地付近がこれらのダム機能として支えてきたが、中心市街地自体も最近では人口、事業所・店舗数、歩行者・自転車通行量等が減少しており、本市全体の活性化のためにも、中心市街地に対する事業及び措置の集中実施が必要となっている。

また、本市の市民(無作為抽出2,000人)、中心市街地内住民(全世帯)、三河田原駅乗降者(改札口配布)を対象に、中心市街地に対するニーズ調査を実施・分析している。(第1章[3]参照)

その結果、市民や近隣住民の利便性向上とあわせて、来訪者向けの施設整備等と取組の必要性が指摘された。また、20歳～30歳代の若い世代を対象とした取組の必要性も指摘された。

#### (b) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整の状況

##### ① 若手の市民、まちづくり実践者との検討

前述の「田原市街地まちづくり市民会議」においては、市内で様々な事業やまちづくりを実践している若手市民が委員となり、中心市街地に対する様々な方向性を提案しながら、各事業のあり方について議論を行ってきた。



##### ② 田原タウンマネジメント会議における検討

平成25年度から株式会社あつまるタウン田原が呼びかけ人になり、田原市商工会、豊橋鉄道株式会社、田原市街づくり推進課、田原市商工観光課等が集まって、中心市街地活性化の方向性について検討を続けている。この会議には、中小企業基盤整備機構中心市街地活性化アドバイザーである杉谷第士朗氏を米子市から迎え、助言を受けながら進めている。この会議が基礎となって、中心市街地活性化協議会が発足している。

## 第 10 章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### 〔1〕都市機能の集積の促進の考え方

改定版田原市都市計画マスタープランでは、中心市街地を含む田原市街地について将来都市構造の中で、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの機能が最も集積している田原市の中心をなす拠点であることから、今後もこれら機能の充実をさらに図ることとしている。また、土地利用の方針の中心市街地の形成に関する方針の中で、中心市街地については、三河田原駅周辺の低・未利用地を活用して商業機能等の集積を図りながら、シンボルロードである田原駅前通り線を中心に賑わいの創出を図ることとしている。

### 〔2〕都市計画手法の活用

中心市街地内の準工業地域約 7.5ha については、準住居地域、第一種居住地域、商業地域への用途地域の変更を予定しており、平成 28 年 2 月に「田原市都市計画審議会」の承認を得て、平成 28 年 3 月に都市計画決定を予定している。

その他の市内の準工業地域約 56.4ha については、臨港地区を除く 43.4ha について特別用途地区の都市計画決定を予定しており、平成 28 年 2 月に「田原市都市計画審議会」の承認を得て、平成 28 年 3 月に都市計画決定を予定している。なお、関連条例施行は平成 27 年 12 月議会での議決を経て特別用途地域の都市計画決定と同時に施行を予定している。

〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

①中心市街地における主な公共施設・業務施設のストック状況

【主な公共施設】 ※田原市の施設、現状においては移転等の計画はない。

種別	施設名	延床面積	階数(地下)	建築年
行政施設・地域自治施設	市役所本庁舎	15,926 m <sup>2</sup>	6 (1)	S32
	田原中部市民館	700 m <sup>2</sup>	2	S62
文化施設・生涯学習施設・体育施設・観光施設	田原文化広場	4,094 m <sup>2</sup>	2	S57
	総合体育館	4,278 m <sup>2</sup>	2	S53
	中央図書館	3,972 m <sup>2</sup>	2	H12
	田原市生涯学習施設	5,173 m <sup>2</sup>	2	H12
	博物館	2,264 m <sup>2</sup>	2	H4
	民俗資料館	609 m <sup>2</sup>	2	S5
	田原まつり会館	734 m <sup>2</sup>	2	H6
	崙山会館	2,227 m <sup>2</sup>	3	S48
医療・福祉施設	田原福祉センター	7,440 m <sup>2</sup>	2	H2
	田原デイサービスセンター	1,238 m <sup>2</sup>	1	H10
教育・子ども施設	田原中部小学校	6,425 m <sup>2</sup>	3	S9
	中部保育園	1,269 m <sup>2</sup>	2	S54
	第一保育園	1,305 m <sup>2</sup>	2	S59
	田原児童センター	500 m <sup>2</sup>	1	H14
	田原福祉専門学校	4,404 m <sup>2</sup>	3	H8
居住施設・その他	福祉の里住宅	12,167 m <sup>2</sup>	8	H15
	築出住宅	2,004 m <sup>2</sup>	3	H13
	セントファール駐車場	6,537 m <sup>2</sup>	1 (1)	H16
	田原駅南公共駐車場	7,994 m <sup>2</sup>	4	H22

【主な業務施設、金融機関】

種別	施設名
商工会施設	田原市商工会館
N T T関係施設	N T T西日本田原ビル
郵便局	田原郵便局
J A関係施設	J A愛知みなみ田原支店
	J A愛知みなみ介護サービスセンター
	J A愛知厚生連あつみの郷
金融機関	三菱東京U F J銀行田原支店
	豊橋商工信用組合田原支店
	蒲郡信用金庫田原支店

②田原市における主な行政機関、病院や学校等の都市福利施設の立地状況

※中心市街地に立地するものを除く、地区単位の施設を除く、現状においては移転等の予定はない。

【行政施設】

種別	施設名	所在地
市役所庁舎	赤羽根市民センター	赤羽根町赤土 (旧赤羽根町)
	渥美支所	古田町岡ノ越 (旧渥美町)

【警察署・消防署】

種別	施設名	所在地
警察署	田原警察署	加治町東天神 (旧田原町)
消防署	田原市消防署	田原町丸田 (旧田原町)

	赤羽根分署	赤羽根町大石畑（旧赤羽根町）
	渥美分署	福江町中羽根（旧渥美町）

### 【教育・子ども施設】

種別	施設名	所在地
児童施設	就学前児童発達支援教室	和地町野舟場（旧渥美町）
地域子育て支援センター	ひまわりルーム	加治町稲場（旧田原町）
	なのはなルーム	小塩津町西原（旧渥美町）
高校	成章高校	田原町池ノ原（旧田原町）
	渥美農業高校	加治町奥恩中（旧田原町）
	福江高校	古田町岡ノ越（旧渥美町）

### 【文化施設】

種別	施設名	所在地
博物館	吉胡貝塚史跡公園	吉胡町矢崎（旧田原町）
図書館	赤羽根図書館	赤羽根町赤土（旧赤羽根町）
	渥美図書館	古田町岡ノ越（旧渥美町）
文化会館	赤羽根文化会館	赤羽根町赤土（旧赤羽根町）
	渥美文化会館	古田町岡ノ越（旧渥美町）
	池ノ原会館	田原町中小路（旧田原町）

### 【医療・福祉施設】

種別	施設名	所在地
総合病院	渥美病院	神戸町赤石（旧田原町）
福祉センター	赤羽根福祉センター	赤羽根町大道浦（旧赤羽根町）
	渥美福祉センター	保美町寺西（旧渥美町）

### 【観光施設】

種別	施設名	所在地
道の駅	田原めっくんはうす	東赤石（旧田原町）
	赤羽根ロコステーション	赤羽根町大西（旧赤羽根町）
	伊良湖クリスタルポルト	伊良湖町宮下（旧渥美町）
その他	蔵王山展望台	浦町蔵王（旧田原町）

### ③田原市及び豊橋市南部（JR線以南）における大規模小売店舗の状況

施設名	業態	所在地	店舗面積	開業年	立地概要
<b>&lt;田原市&gt;</b>					
セントファーレ (フードオアシスあつみ)	食品スーパー	田原町萱町（旧田原町）	2,293 m <sup>2</sup>	2004年	中心市街地内
田原ショッピング タウンパオ	総合スーパー	田原町南新地（旧田原町）	7,951 m <sup>2</sup>	1981年	幹線道路沿道
ヤマナカ田原店	食品スーパー	東赤石（旧田原町）	1,617 m <sup>2</sup>	1995年	住宅地内
カーマホームセン ター田原店	ホームセンター	神戸町大坪（旧田原町）	3,464 m <sup>2</sup>	1993年	幹線道路沿道
ケーズデンキ田原 店	専門店	神戸町大坪（旧田原町）	2,228 m <sup>2</sup>	2007年	幹線道路沿道
ファッションセン ターしまむら田原店	専門店	豊島町天白（旧田原町）	1,317 m <sup>2</sup>	1994年	幹線道路沿道
ショッピングセン ター・レイ	寄合百貨店	福江町堂前（旧渥美町）	2,680 m <sup>2</sup>	1971年	商業市街地内
カーマホームセン ター渥美店	ホームセンター	古田町宮ノ原（旧渥美町）	2,408 m <sup>2</sup>	2000年	幹線道路沿道

施設名	業態	所在地	店舗面積	開業年	立地概要
＜豊橋市南部（JR線以南）＞					
LIFE STAGE21	専門店	牟呂町	7,800 m <sup>2</sup>	1997年	幹線道路沿道
ウッディライフとよはし	専門店	神野新田町	1,001 m <sup>2</sup>	1993年	幹線道路沿道
ビッグタウン	専門店	神野新田町	6,880 m <sup>2</sup>	1995年	幹線道路沿道
ジャンボエンチャー 豊橋神野店	ホーム センター	神野新田町	4,899 m <sup>2</sup>	2010年	幹線道路沿道
ニトリ豊橋店	専門店	神野新田町	5,077 m <sup>2</sup>	2011年	幹線道路沿道
サーラプラザ豊橋	専門店	白河町	1,264 m <sup>2</sup>	1977年	駅前・駅近辺
イオンタウン豊橋橋良	食品スーパー	橋良町	3,937 m <sup>2</sup>	2004年	住宅地域型
フィールエクボとよはし店	食品スーパー	柱五番町	6,480 m <sup>2</sup>	2005年	住宅地域型
カーマホームセンター 豊橋山田店	ホーム センター	山田町	1,697 m <sup>2</sup>	1996年	住宅地域型
豊橋ファミリーパーク	ショッピングセンター	藤沢町	17,130 m <sup>2</sup>	1978年	幹線道路沿道
ヒマラヤスポーツ豊橋店	専門店	小松町	2,106 m <sup>2</sup>	1995年	幹線道路沿道
クリエイトエス・ディー 豊橋小松町店	専門店	小松町	1,162 m <sup>2</sup>	2014年	幹線道路沿道
クックマートユアアイ店	食品スーパー	弥生町	1,635 m <sup>2</sup>	1976年	住宅地域型
ヤマナカ豊橋フランチ館	食品スーパー	中野町	2,328 m <sup>2</sup>	1975年	幹線道路沿道
ショッピングプラザ あけぼの	食品スーパー	曙町	1,481 m <sup>2</sup>	1991年	住宅地域型
マツヤデンキ曙店	専門店	曙町	1,371 m <sup>2</sup>	1992年	住宅地域型
サンヨネ高師店	食品スーパー	上野町	1,148 m <sup>2</sup>	1995年	住宅地域型
くくむガーデン	専門店	向草間町	1,874 m <sup>2</sup>	1988年	幹線道路沿道
豊橋南ショッピング センター	ショッピングセンター	野依町	28,166 m <sup>2</sup>	1977年	幹線道路沿道
ファミリープラザ大清水	寄合百貨店	大清水町	2,354 m <sup>2</sup>	1977年	住宅地域型
豊橋南プラザ	ホーム センター	大清水町	14,808 m <sup>2</sup>	2006年	駅前・駅近辺
ピアゴ大清水店	総合スーパー	南大清水町	2,942 m <sup>2</sup>	1992年	住宅地域型
カメラのキタムラ豊橋 牧野店	専門店	牧野町	1,254 m <sup>2</sup>	1997年	住宅地域型

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、下に示す事業を推進する。中心市街地へのアクセスや回遊性の向上、モデル的な施設整備等により、中心市街地のポテンシャルを向上させ、空き家等の既存ストックの活用も図りながら、民間事業者や市民による施設立地を促進し、都市機能の集積につなげる。

4. 市街地の整備改善のための事業	[1] 歴史ウォーキングトレイル修景事業
	[2] 水辺ウォーキングトレイル修景事業
	[5] 市道東大浜西大浜線道路改良事業
	[6] 公共駐輪場整備事業
	[9] 都市計画道路田原中央線道路改良事業
	[10] 都市計画道路田原駅南線道路改良事業
	[11] 市道東大浜4号線道路改良事業
	[14] 市民交流ひろば有効活用事業
5. 都市福利施設を整備する事業	[15] 低・未利用地活用事業
	[17] 居場所づくり支援事業
	[19] 福祉センター機能向上事業
6. 居住環境の向上のための事業	[21] 空き家・空き地バンク活性化事業
	[22] 空き家修繕等助成事業
	[23] 住宅供給推進事業
7. 経済活力の向上のための事業	[24] 三河田原駅前工場跡地活用事業
	[25] 空き店舗活用モデルリノベーション事業
	[26] 起業チャレンジ促進事業
	[30] 出店促進事業
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	[36] 田原市街地バス運行事業

## 第 11 章 その他中心市街地の活性化に資する事項

### [ 1 ] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### ①個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容や結果

##### 【二七の市】

本市の中心市街地において約 500 年前から開催されており、毎月 2 と 7 のつく日に開催される伝統の朝市である。これまではセントファール駐車場にて開催していたが、中心市街地の基盤整備の中で開催場所を模索している段階であり、平成 27 年 4 月からは三河田原駅前広場に場所を移して開催し、賑わいへの効果や影響を検証しているところである。二七の市は次世代に継承すべき大切な文化でもあることから、本計画に基づく各事業の動向も踏まえながら、適切な実施場所を検討していくこととしている。



##### 【幸せの四つ葉プロジェクト事業[28]】

“四つ葉のクローバー”をキーワードにしたオリジナル商品やサービスを各店舗で提供することにより、来訪者に“田原のまちなかで幸せ探し”で回遊していただき、中心市街地の賑わいを創出している。

現在の中心市街地内の参加店舗は 11 店舗であり、平成 26 年度に作成した幸せの四つ葉まち歩きガイドブック（右写真）を持参して店を巡る人も出てきている。本計画に基づく取組により参加店舗を拡大するとともに、商品製作等における個人商店の魅力創出と福祉施設との連携を強化することとしている。



#### ②個別事業の実行可能性に関する調査の内容や結果

[24] 三河田原駅前工場跡地活用事業については、平成 26 年度に経済産業省補助事業である「商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）」を活用し、ニーズ・マーケティング調査を実施している。この調査では、本市の地域資源である良質な農産物、水産物を活用した「農と食をテーマにした施設」（地産地消レストラン、マルシェ、カフェ）に関する検討を行い、立地可能な施設の内容の設定、事業収支計画の試算等を実施している。この調査においては、統計調査の活用、アンケート調査、各層に対するグループインタビューを通じて、市民のニーズや市場性を確認している。

## [2] 都市計画等との調和

### ①改定版第1次田原市総合計画

まちづくりの方針として「①『市民の幸福感』を根幹に据えたまちづくり」「②多様な主体との連携により成長し続けるまちづくり」「③参加と協働による持続可能なまちづくり」を掲げるとともに、土地利用の方針として「効率的で賑わいのある市街地の形成」を掲げており、本市の持続・成長と市民の幸福のための中心市街地活性化の必要性が位置づけられており、本計画との整合が取れている。

### ②改定版田原市都市計画マスタープラン

中心市街地を含む田原市街地について将来都市構造の中で、行政・商業・業務・医療・教育・交通などの機能が最も集積している田原市の中心をなす拠点であることから、今後もこれら機能の充実をさらに図るとともに臨海従業者の定住やまちなか居住の推進を図ることとしている。また、土地利用の方針の中心市街地の形成に関する方針の中で、中心市街地については、三河田原駅周辺の低・未利用地を活用して商業機能等の集積を図りながら、シンボルロードである田原駅前通り線を中心に賑わいの創出を図ることとしており、本計画との整合が取れている。

### ③田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本方針の中で、地域の魅力・住み良さの向上を掲げ「安心して住める」「住んで楽しい」まちづくりをすることとしている。また、田原市街地の中心市街地を重点的に活性化を図ることとしており、具体的施策として①市街地の核となる商業施設の整備や、まちなかへの回遊促進に取り組むことにより賑わいの創出を図る。②田原市の魅力である花・緑など豊かな自然と、地域固有の伝統文化・歴史などの地域資源を活かした「田原らしさ」を感じることでできる特色のあるまちづくりを推進する。③より多くの人々で賑わう「歩いて楽しいまち」を目指し、中心市街地の活性化を進めることとしており、本計画との整合が取れている。

## [3] その他の事項

特になし

## 第12章 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	認定申請は田原市が行う。協議会の意見は「9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載

## 田原市中心市街地活性化基本計画

平成28年4月

平成28年3月15日認定

平成28年11月29日変更

平成29年3月24日変更

平成29年11月28日変更

平成30年8月10日変更

令和2年7月30日変更

愛知県田原市

(都市建設部街づくり推進課)

TEL:0531-22-1111(代表) FAX:0531-22-3811

E-mail:machi@city.tahara.aichi.jp

<http://www.city.tahara.aichi.jp/>